

**東日本電信電話株式会社 及び 西日本電信電話株式会社の
第一種指定電気通信設備に関する接続約款の
変更の認可申請に関する説明
(網終端装置に係る接続メニューにおける新たな区分の追加)**

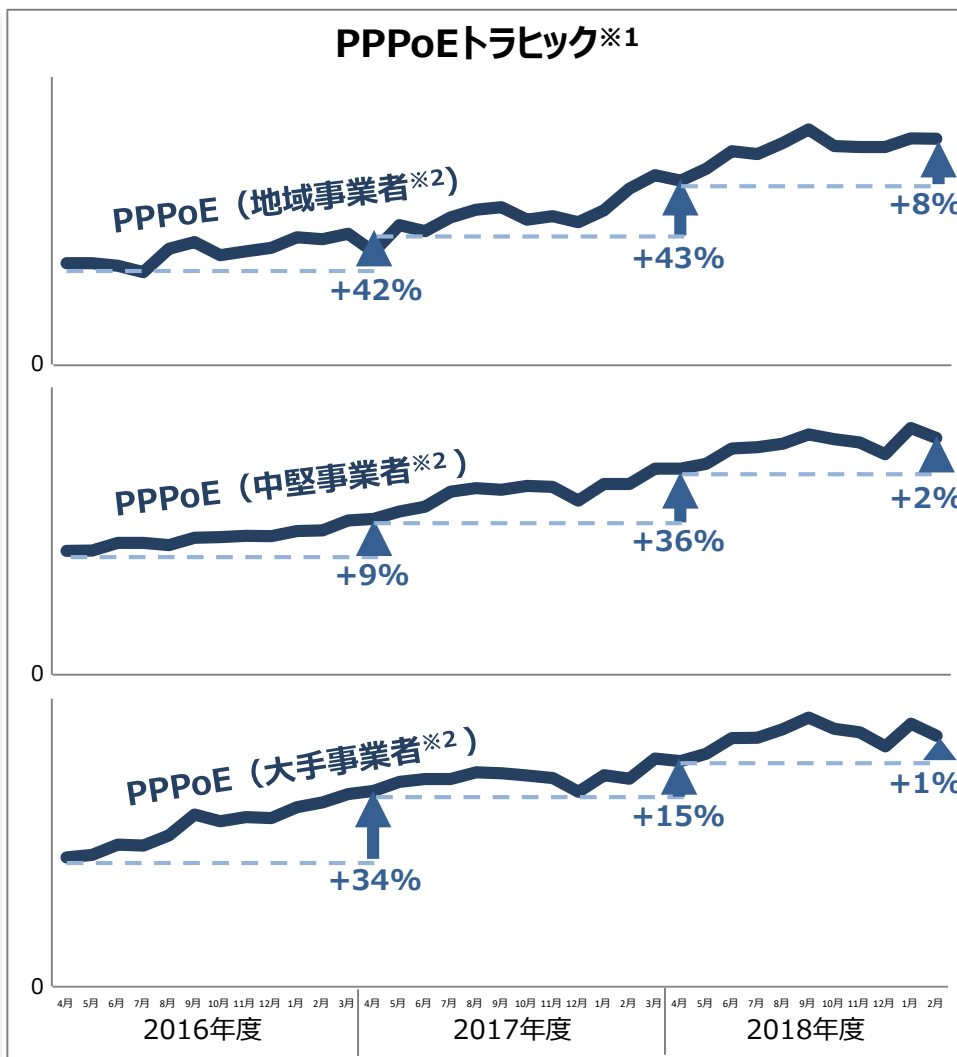
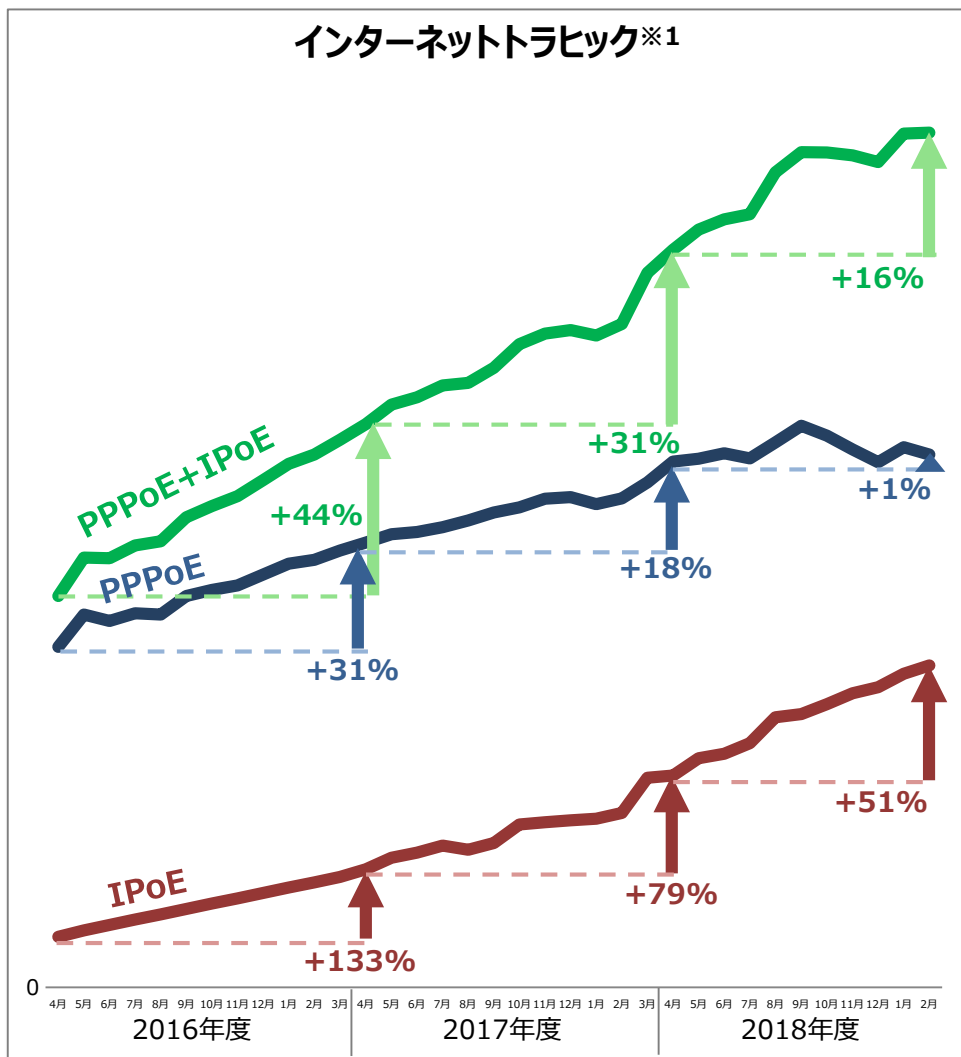
令和元年8月

網終端装置に係る接続メニューについて、インターネットトラヒックの増加に対応するため、地域事業者向けの新たな区分を設ける。

- これまでNTT東日本・西日本においては、ISP事業者のニーズに応じた装置の大容量化等、様々なメニューを提供してきており、直近においても、以下の対応が行われている。
 - ・2018年4月:「自由に増設が可能となる網終端装置メニュー(D型)」提供開始
 - ・2018年6月:網終端装置の増設基準の見直しを実施(基準セッション数の20%引下げ)
- 一方で、インターネットトラヒックは依然として増加傾向にあり、今後も増加が見込まれることから、更なる対応として、NTT東日本・西日本から、ICTの普及を促進し地域活性化を期待されている地域事業者[※]のニーズに応えるべく、増加するインターネットトラヒックに柔軟に対応可能であり、かつ利用しやすい網終端装置の新たな接続メニューを追加するとの表明があった。
- 具体的には、現に利用しているC型等・C-20型等の台数(増設基準ありのメニューの台数に限り、利用を開始していないが利用の申込みを行った台数を含む。)が別で定める台数(30台とすることを予定。)を超えない場合には、網終端装置の増設基準を緩和(300セッションとすることを予定)するとのことである。
- NTT東日本・西日本は、このような取組やIPoEへの移行を柔軟に組み合わせることなどにより、全ての区分のISP事業者(地域/中堅/大手)[※]が今後のインターネットトラヒックの増加に対して柔軟に対応可能となるとしている。

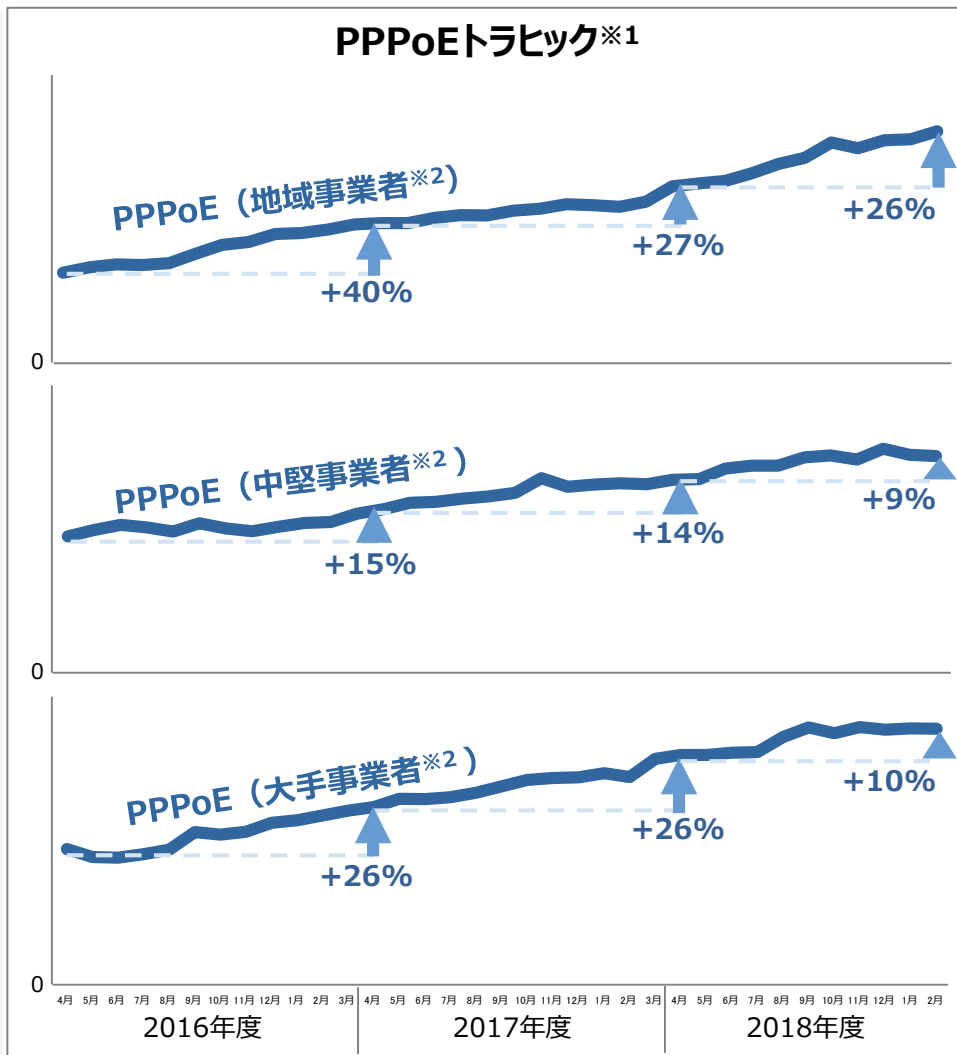
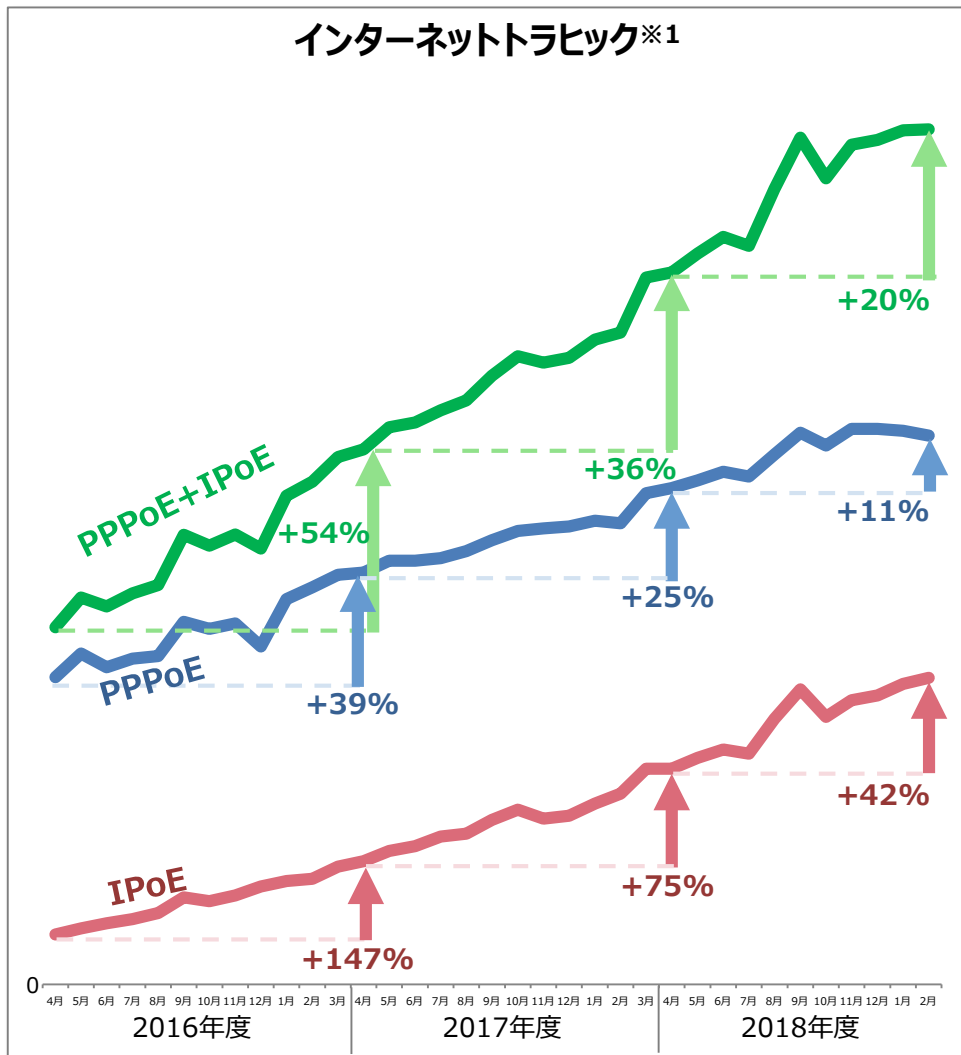
※ 大手事業者:全国提供かつIPoEを主力としている事業者
中堅事業者:全国提供かつPPPoEを主力としている事業者
地域事業者:特定エリアでサービス提供をしている事業者

- ・インターネットトラフィックは依然として増加傾向にある。
- ・PPPoE方式においては、大手・中堅事業者と比べて地域事業者のトラフィックが増加傾向にある。



※1 NGN用網終端装置又はGWルータを疎通するダウンロードトラフィックについて、月毎の最繁時間のデータをプロットしたグラフ。また増加率は、年度毎の4月データを比較したもの。(2018年度は4月と2月データを比較したもの。)
 ※2 特定エリアでのサービス提供をしている事業者を「地域事業者」、全国提供かつPPPoEを主力としている事業者を「中堅事業者」、全国提供かつIPoEを主力としている事業者を「大手事業者」と分類。

- ・インターネットトラフィックは依然として増加傾向にある。
- ・PPPoE方式においては、大手・中堅事業者と比べて地域事業者のトラフィックが増加傾向にある。



※1 NGN用網終端装置又はGWルータを疎通するダウンロードトラフィックについて、月毎の最繁時間のデータをプロットしたグラフ。また増加率は、年度毎の4月データを比較したもの。(2018年度は4月と2月データを比較したもの。)
 ※2 特定エリアでのサービス提供をしている事業者を「地域事業者」、全国提供かつPPPoEを主力としている事業者を「中堅事業者」、全国提供かつIPoEを主力としている事業者を「大手事業者」と分類。

現行

約款規定	機能名	増設基準あり				増設基準なし
		(53)ア欄				(53)ウ欄
NTT東日本が別に定める基準	メニュー名 ^{※1}	C型等		C-20型等		D型
		B型	C型	C-50型	C-20型	
	増設基準セッション数	2,235	6,300	4,000	1,600	-

申請

約款規定	機能名	増設基準あり				増設基準なし	
		(53)ア欄(ア) (一定台数 ^{※2} 以下)	(53)ア欄(イ) (一定台数 ^{※2} 超)	附則 ^{※3}		(53)ウ欄	
NTT東日本が別に定める基準	メニュー名 ^{※1}	C型等		C-20型等		D型 ^{※5}	
		B型	C型 ^{※4}	B型	C型		C-50型
	増設基準セッション数	300	300	2,235	6,300	4,000	1,600

※1 インタフェース帯域は、全て1Gbps

※2 NTT東日本・西日本が別に定める台数(30台と表明されている。)

※3 令和元年6月17日付け東相制第19-00023号により申請中の附則第5項

※4 接続約款の本変更案実施日以前に利用(申込みを含む。以下同じ。)を開始しているC-20型等を含む。((53)ア欄(ア)の機能を利用する場合、C型等へ自動的に移行する。)

※5 D型を利用している接続事業者について、改正規定の実施日から6か月(令和元年6月24日付け東相制第19-00029号の補正申請により、「3か月」から「6か月」に変更予定。)を経過する日までに申し出た場合であって、現に利用しているC型等の台数が別に定める台数までのときは、D型の利用から新区分の利用に変更することが可能。

現行

約款規定	機能名	増設基準あり			増設基準なし
		(51)ア欄			(51)ウ欄
NTT西日本が別に定める基準	メニュー名 ^{※1}	フレッツ用	Ⅲ型/B型	C型	D型
	増設基準セッション数	2,032	1,784	4,000	-

申請

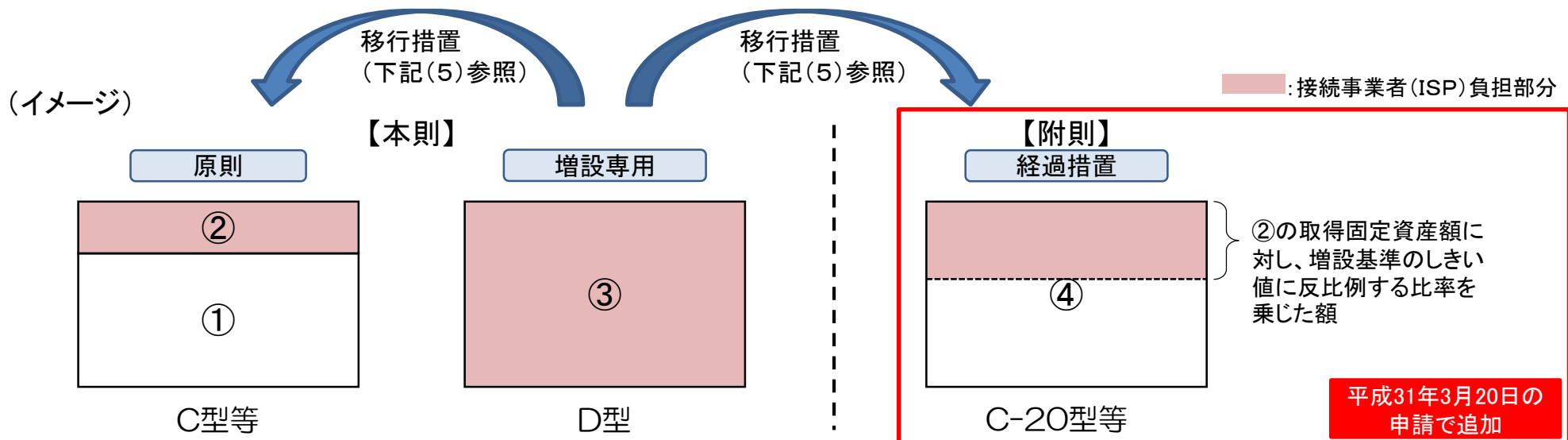
約款規定	機能名	増設基準あり					増設基準なし	
		(51)ア欄(ア) (一定台数 ^{※2} 以下)			(51)ア欄(イ) (一定台数 ^{※2} 超)		(51)ウ欄	
NTT西日本が別に定める基準	メニュー名 ^{※1}	フレッツ用	Ⅲ型/B型	C型	フレッツ用	Ⅲ型/B型	C型	D型 ^{※3}
	増設基準セッション数	300	300	300	2,032	1,784	4,000	-

※1 インタフェース帯域は、フレッツ用が100Mbps、それ以外は1Gbps

※2 NTT東日本・西日本が別に定める台数(30台と表明されている。)

※3 D型を利用している接続事業者について、改正規定の実施日から6か月(令和元年6月24日付け西設相制第5号の補正申請により、「3か月」から「6か月」に変更予定。)を経過する日までに申し出た場合であって、現に利用しているC型等の台数が別に定める台数までのときは、D型の利用から新区分の利用に変更することが可能。

NTT東日本に対する行政指導「第一種指定電気通信設備との接続の業務の適正化について(指導)」(平成30年12月18日総基料第270号)により接続約款の定めと乖離していると判断された「C-20型等」について、継続提供を可能とするため次のとおり措置



【本則】

- ① 網終端装置のうちインタフェース相当以外の部分の負担を行うための機能(増設基準を設けるもの)(網使用料)
- ② 網終端装置のうちインタフェース相当の部分の負担を行うための機能(増設基準を設けるもの)(網改造料)
- ③ 網終端装置全体の負担を行うための機能(増設基準を設けないもの。接続事業者の要望による増設のためのもにに限る。)(網改造料)

【附則】

- ④ 網終端装置全体の負担を行うための機能(増設基準を設けるもの)(NTT東日本と他事業者が負担を按分。増設基準のしきい値に反比例する形で接続事業者の負担額が上昇。)(網改造料)

- (1) 平成30年12月末時点でC-20型等を利用している接続事業者は④機能を利用しているものとみなす。
- (2) ④機能の接続申込み及び接続用設備の設置の申込みの受付は、平成32年6月末まで実施するものとする。
- (3) 網終端装置の増設を申し込む際、既存の網終端装置について②機能から④機能に変更することができるものとする。(平成32年6月末まで)
- (4) ④機能の接続料は、当該機能を利用する接続事業者とNTT東日本で増設基準に応じて按分して負担するものとする。
- (5) D型を利用している接続事業者に関して、平成30年5月31日までに申込みがあった網終端装置について、改正規定の適用日から3か月(案のとおり答申され補正がされた場合には、6か月)を経過する日までに申し出た場合であって、平成30年6月1日時点におけるC型等又はC-20型等の増設基準を満たしているときは、D型の利用から、C型等又はC-20型等の利用に変更することが可能。

※ 本改定規定は、平成31年1月1日に遡及して適用。

今後のトラフィック増加への対応について

- ・ NTT東日本・西日本から今後のトラフィック増加に対応する方向性を今後の大胆な予測値とともに聴取したところ、次のとおり。
- ・ 新たな区分に適用される増設基準(以下「新メニュー」という。)により相当の改善が見込まれるとともに、新メニューが適用されない接続事業者においても、IPoE等により改善されていく見込みであり、どの区分の接続事業者も柔軟に対応可能になるとの説明がなされた。

事業者区分	事業者数 ^{※1}		今後のトラフィック増加の大胆な予測値を踏まえた想定される対応
	東	西	
地域事業者	15	24	<ul style="list-style-type: none"> ・ 網終端装置に係る新メニューで帯域使用率改善可能 ・ 現時点においても、帯域使用率が低く、現行装置で対応可能 ・ IPoE事業者よりローミング提供を受けており、ISPの経営判断としてIPoE接続を推進
中堅事業者	11	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 網終端装置に係る新メニューで帯域使用率改善可能 ・ 現時点においても、帯域使用率が低く、現行装置で対応可能 ・ IPoE事業者よりローミング提供を受けており、IPoE接続の利用を柔軟に組み合わせながら対応 ⇒結果的に移行元であるPPPoEのスループットも改善可能
大手事業者	9	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自身がIPoE事業者として、IPoE接続を推進^{※3} ・ IPoE事業者よりローミング提供を受けており、ISPの経営判断としてIPoE接続を推進 ⇒結果的に移行元であるPPPoEのスループットも改善可能

新メニューが適用される接続事業者のうち、3年後の帯域使用率^{※2}が50%以下の者：約9割
50%超70%以下の者：約1割
(いずれも東西合計)

※1 1Gbpsのアクセスラインを収容可能な網終端装置を利用するISP事業者

※2 36か月分のデータを使用した単回帰式により機械的に算定したトラフィック・セッション数を用いて帯域使用率を予測。

帯域使用率は、1時間毎計測値による日毎ピーク値の1か月平均。

※3 IPoE接続予定事業者数を含む。